

## ため池について

### 関連法令等

- 管理法 : 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）  
 管理法施行令 : 農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行令（令和元年政令第二十二号）  
 管理法施行規則 : 農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則（令和元年農林水産省令第九号）  
 特措法 : 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和二年法律第五十六号）  
 特措法施行令 : 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行令  
 （令和二年政令第二百七十七号）

### 農業用ため池

#### 1 農業用ため池の要件

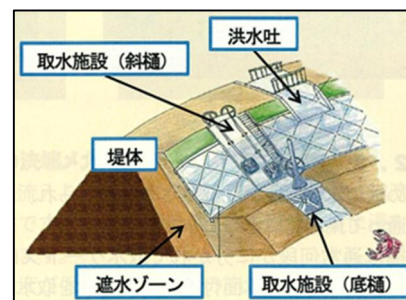
##### 【管理法第二条】

「農業用ため池」とは、農業用水の供給の用に供される貯水施設（河川法第三条第二項に規定する河川管理施設であるものを除く。）であって、農林水産省令で定める要件に適合するものをいう。

##### 【管理法施行規則第二条】

農林水産省令で定める要件は、次のとおり

- ① 堤体及び取水設備により構成される施設であること。
- ② 基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル以上の施設にあつては、次の各号のいずれにも該当しないものであること。
  - ・河川法第四十四条第一項に規定するダム
  - ・貯水施設の構造に関する近代的な技術基準に基づき設置された施設であつて、その所有者又は管理者が当該施設の管理に関し土地改良法第十六条第一項の施設管理規定を定めているもの



#### 2 農業用ため池の届出

##### 【管理法第四条】

農業用ため池（国又は地方公共団体が所有するものを除く。）の所有者は、当該農業用ため池を設置したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる事項を都道府県知事へ届出なければならない。

- ① 農業用ため池の名称及び所在地
- ② 農業用ため池の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ③ 農業用ため池に管理者がある場合には、当該管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ④ その他農業用ため池の管理に関し農林水産省令で定める事項

##### 【管理法施行規則第四条】

農林水産省令で定める要件は、次のとおり

- ① 農業用ため池の基礎地盤から堤長までの高さ及び堤長の長さ並びに貯水する容量
- ② 農業用ため池に管理者がある場合には、その権原の種類及び内容

## 特定農業用ため池

### 1 特定農業用ため池の指定

#### 【管理法第七条】

都道府県知事は、農業用ため池であってその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものを、特定農業用ため池として指定することができる。

#### 【管理法施行令第一条】

政令で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

- ① 当該農業用ため池の決壊により浸水が想定される区域のうち当該農業用ため池からの水平距離が百メートル未満の区域に住宅等（住宅又は学校、病院その他の公共の用に供する施設をいい、当該浸水によりその居住者又は利用者避難が困難となるおそれがないものを除く。）が存すること。
- ② 貯水する容量が千立方メートル以上であり、かつ、浸水区域のうち当該農業用ため池から水平距離が五百メートル未満の区域に住宅等が存すること。
- ③ 貯水する容量が五千立方メートル以上であり、かつ、浸水想定区域に住宅等が存すること。
- ④ 当該農業用ため池の周辺の区域の自然的条件、社会的条件その他の状況からみて、その決壊による水害その他の災害を防止する必要があると認められるもの

ただし、国又は地方公共団体が所有するため池は対象外【管理法第四条より】

### 2 住民に対する周知

#### 【管理法第十二条】

市町村長は、その区域に存する特定農業用ため池の決壊に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他水害その他の災害時における円滑な非難を確保する上で必要な事項について、これらを記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるよう努めるものとする。

## 防災重点農業用ため池

### 1 防災重点農業用ため池の指定

#### 【特措法第四条】

都道府県知事は、基本指針に基づき、農業用ため池であってその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものを、防災重点農業用ため池として指定することができる。

#### 【特措法施行令】

特定農業用ため池の指定  
管理法施行令第一条と同要件

ただし、国又は地方公共団体が所有するため池も対象